

P T A 会 則
ひばりが丘中学校 PTA

西東京市立ひばりが丘中学校 PTA 会則

第1章 総則

第1条 名称

この会は、西東京市立ひばりが丘中学校 P T A といい、事務所は同校内にあります。

第2条 目的

この会は次のことを目指して活動します。

1. 生徒が幸せな学校生活を送ることができるように、保護者と教職員が協力します。
2. 生徒にとって、良い保護者、良い教職員になります。
3. 教育環境を整備します。
4. 一人ひとりの意見を大切にします。

第3条 方針

この会は、教育や教育支援を目的にした団体です。

1. この会は、どのような団体や機関からも指図を受けません。
2. この会は、どのような政党や宗教ともかかわらず、どのような組織も支持しません。

第4条 会員

本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者および、本校の教職員をもって構成し、常に平等の権利と義務を有します。また、会員は、役員会が認めた場合を除き、別途定める会費を納めるものとします。

第2章 会計・会計監査

第5条 この会の活動に必要な経費は、会費や寄付金、その他収入などをもってあてます。

第6条 会費は世帯単位とします。

第7条 この会の会計は、すべて定期総会で承認された予算に基づいて行われます。

第8条 この会の予算と会計監査後の決算は、定期総会で出席者の過半数の承認を得なければなりません。この会の会計は公開を原則とします。会員から会計に関する資料等の開示請求があった場合には、役員会は速やかに応じなければなりません。

第9条 この会の会計年度は、04月01日から翌年の03月31日です。

第10条 この会は3名（1名は教職員）の会計監査を置き、任期は1年です。

会計監査の役割は次のとおりです。

1. この会の会計を半期ごと（年2回）に監査し、定期総会でその結果を報告します。
2. 必要があれば、いつでも、この会の会計を監査することができます。

第3章 総会

第11条 総会は、全会員で構成される、この会の最高議決機関です。

第12条 定期総会は毎年度の初めに開かれます。ただし役員会が必要と認めた場合や、会員の10分の1以上の要求があった場合には臨時総会を開かなければなりません。

第13条 総会の定足数は全会員の6分の1で、議決は出席者の過半数です。欠席者の委任状も有効数として認められます。賛成と反対が同数のときは、会長が判断します。

第14条 総会の議題はあらかじめ全会員に知らされなければなりません。

第15条 総会では、次の事項を承認または審議・議決します。

1. 活動方針と活動計画の議決
2. 会計予算の議決
3. 会計決算の承認
4. 活動報告の承認
5. 役員と会計監査の信任
6. 役員会に所属する教職員の承認
7. 会則の改正
8. その他

第4章 役員会

第16条 役員会は役員から構成され、運営します。

第17条 役員任期は1年です。

第18条 役員に欠員を生じたときは、役員会で検討します。会長に欠員を生じたときのみ、副会長の中から選ばれます。

第19条 役員定数と役割は次の通りです。

1. 会長 1名
この会を代表し、業務を統括します。
定期総会、役員会、臨時総会、臨時役員会を招集します。
上記の総会やすべてのPTA活動の説明責任を負います。
会計監査を除くすべての集会に出席して、意見を述べることができます。
2. 副会長 3名（1名は副校長）
会長を補佐または代行をします。
3. 書記 3名（1名は教職員）
総会と役員会の議事やその他の重要事項を記録します。
文書や資料を保管します。
4. 会計 2名
定期総会で決定した予算に基づくすべての会計事務を行います。
定期総会で、会計監査を終えた決算の報告をします。
この会の財産を管理します。

5. 選出 2名

次年度の本部役員の選出を行います。

第5章 リコール

第20条 会員は全員数の3分の1以上の署名を集め、役員会に提出することで、役員と会計監査のリコールを請求することができます。役員会は署名受理後60日以内に臨時総会を開催し、出席者の3分の2以上の賛成で職を失います。

第21条 リコール成立後の対応は、その総会で審議し、決定します。

第22条 この会は役員を一括信任しているため、個別のリコールは請求できません。

第6章 施行細則

第23条 この会則の具体的な運用についての必要な細則は、役員会での議決が必要です。また細則を改正する場合は、出席者の3分の2以上の賛成が必要です。役員会は、細則を改正した場合は、その内容を次期総会で報告しなければなりません。

第7章 会則の改正

第24条 この会則や付則は、総会出席者の3分の2以上の賛成で改正することができます。ただし役員会は、改正案を、総会の1週間前までに会員に通知しなければなりません。

第8章 守秘義務

第25条 役員及び会計監査は、その役割上で得た個人的な情報は守秘しなければなりません。

第9章 付則

第1条 この会則に記載されていないことは、会員の利益になるよう、誠意をもって対応しなければなりません。

第2条 学校長は、この会のすべての役員会に出席して意見を述べるすることができます。

第3条 この会則と付則は平成27年04月01日から施行します。

第4条 この会則は令和7年3月8日に改正し、同日より適用します。

施行細則

第1章 役員および会計監査の選出ならびに就任

第1条 役員および会計監査の任期

役員と会計監査の任期は、新学年度の第1回総会から翌年度の第1回総会までです。

会計監査は任期会計年度が終わり次第、会計の監査を行い定期総会で報告します。

第2条 候補者の選出

1. 選出は、立候補または抽選により選ばれた人の中から次年度役員および会計監査候補者を選出する会を開催します。
2. 候補者は、次年度2学年と3学年の会員から選出します。ただし、役員会の承認により、本校に次年度入学予定である保護者の立候補は認めます。
3. 役員を経験した者は、入学予定者も含み、以降在籍する全ての子の期間において、役員を辞退することができます。ただし、いずれも立候補は妨げません。
4. 対象子が特別支援学級に在籍する者は、役員を辞退することができます。ただし、いずれも立候補は妨げません。

第3条 信任

新規の役員と会計監査の信任は新年度の第1回総会で行います。ただしこの会は役員を一括信任しているため、役員個別の信任ではありません。

第2章 非会員の協力

第4条 役員会が承認した場合には、卒業生保護者、地域ボランティア、専門家等に活動への協力を求めることができます。

第3章 会費

第5条 会費は、予算または予算案に従って金額が決定されます。

会費の集金方法は、役員会により定めます。

転入会員については、1学期転入は会費の1/1、2学期転入は会費の1/2、3学期転入は会費の1/4になります。

第6条 予算は、原則として、翌年度には繰り越しません。使われなかった会費は、会員への返金を含めて、総会で決定します。

なお、転出会員への返金はいたしません。

第4章 慶弔規定

第7条 生徒または、会員が死亡した場合、弔慰金は10,000円です。

第8条 慶弔金の返礼は一切受け取りません。

付則

この施行細則は令和 7 年 3 月 8 日に改正し、同日より適用します。

ひばりが丘中学校 PTA

(所在地)

〒202-0001 東京都西東京市ひばりが丘三丁目 2 番 42 号

042-439-5550

(設立)

昭和 49 年 (1974 年) 4 月 20 日

ひばりが丘中学校 PTA 基金運営規程

第1条（目的）

この基金は、ひばりが丘中学校の周年記念行事や祝事、もしくは卒業生や地域に還元できる物の費用を助成するため、この基金より支出することを主たる目的として設置する。

第2条（積立）

PTA 会費の一部を原則毎年組み入れる。その他協力金をもって充てる。積立額は前年度収支決算額に応じて年度毎に定め、総会で承認を受ける。

第3条（基金の支出）

基金の使用については役員会で決議し、総会にて決算報告を行う。

第4条（改定と廃止）

この規定の改廃は、PTA 総会の議決を得なければならない。

付則

この基金運営規程は、令和4年4月1日から施行する。

組織図

